

平成25年（行ウ）第10号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）

原告 河濟盛正ら 外44名

被告 山口県知事

訴えの変更等申立書の訂正申立書

2014（平成26）年7月4日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川章次



同 訴訟代理人弁護士 内山新吾



同 訴訟代理人弁護士 小沢秀造



同 訴訟代理人弁護士 堀良一



同 訴訟代理人弁護士 永井光弘



同 訴訟代理人弁護士 浅野正富



同 訴訟代理人弁護士 嶋田久夫



同 訴訟代理人弁護士 丸山明子



同 訴訟代理人弁護士 仁比聡平



同 訴訟代理人弁護士 石口俊一



同 訴訟代理人弁護士 則武透



同 訴訟代理人弁護士 米倉大樹



同 訴訟代理人弁護士 内山傑史



上記当事者間の頭書事件について、原告らは、下記のとおり、平成26年6月27日付け訴えの変更等申立書の記載を訂正する(訂正箇所を下線)。

記

第1 冒頭部分の訂正について

訴えの変更等申立書冒頭部分の記載を、以下の記載に訂正する。

「上記当事者間の頭書事件について、原告らは、地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条・19条2項及び民事訴訟法143条に基づき、下記のとおり、訴えを変更するとともに、訴状別紙被告目録の記載を訂正いたします(変更、訂正箇所を下線)。」

第2 請求の趣旨の変更の訂正について

訴えの変更等申立書訴えの趣旨の変更「」内の記載を、以下の記載に訂正する。

A

「1 被告は、 に対し、5万円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

B

2 被告は、 に対し、1万6666円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

C

3 被告は、 に対し、1万6666円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

D

4 被告は、 に対し、1万6666円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

5 被告は、村岡嗣政に対し、10万円及びこれに対する平成26年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

6 被告が、同人の管理する別紙目録記載の熊毛郡上関町大字長島地先公有水面に、同目録記載の中国電力株式会社が設置した灯浮標及び栈橋を、同社に撤去させることを怠っていることが違法であることを確認する。

7 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。」

第3 請求の原因の変更について

訴えの変更等申立書請求の原因の変更「」内の記載を、以下の記載に訂正する。

1 (4)について

「イ 山本繁太郎の相続人は、別紙相続関係図記載のとおりである
(甲15の1ないし同5)。山口県の山本繁太郎に対する上記
(2)・アの損害賠償請求権は、^A [] に ^B []
^C [] に ^D []、^C [] に []、^D [] に [] の
各割合で相続された。」

2 (5)について

「よって、原告らは、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、
^A [] に対し、5万円及びこれに対する平成26年4月
10日から、
^B [] に対し、1万6666円及びこれに対する平成2
6年4月10日から、

ウ ^C [REDACTED] に対し、1万6666円及びこれに対する平成26年4月10日から、

エ ^D [REDACTED] に対し、1万6666円及びこれに対する平成26年4月10日から、

オ 村岡嗣政に対し、10万円及びこれに対する平成26年6月27日から、

各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める。」

第4 山本繁太郎の記載について

訴えの変更等申立書2頁目上から7行目・22行目、3頁目上から7行目・17行目、4頁目上から1行目・10行目・14行目・16行目・17行目・18行目・19行目・23行目における「山本繁太郎」の「繁」との記載を、「繁」に訂正する。

以 上